

令和 6 年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人太養保育園
監 査 の 種 類	社会福祉法人指導監査
監 査 実 施 日	令和 6 年 9 月 5 日
実地・書面の別	実地
監 査 担 当 課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

外部の専門家を活用した経営改善計画を策定するなど、早急に経営状況の改善のための具体的な取組を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	前期末支払資金残高（1,527,585円）が取り崩されているが、理事会の承認を受けているか確認できなかった。 ついては、当該残高を取り崩すにあたっては、理事会で承認を得たうえで取り崩すこと。 なお、取崩は、一定の要件を満たすことを条件に、当該施設の人件費、光熱水費等の通常経費の不足分の補填又は、当該施設の運営に支障が生じない範囲で理事会の承認を得たうえで取崩ができるものであるので留意すること。 （保育経理等通知 3（2））	
2	事業の継続に疑義を抱かざるを得ない決算状況にあることから前回の監査において、外部の専門家を活用した経営改善計画を策定するなど、経営状況の改善のための具体的な検討を行うよう文書指摘したところである。 これを受けて令和 6 年 3 月 15 日、理事会において経営改善のための検討を行い、経営改善策として、収入増を図るべく湯梨浜町子育て支援課と協議し、定員を現行 30 名から 20 名に変更する手続きを進め、収入増を目指しているとの改善報告があったところである。 さらに、外部の専門家として税理士法人と協議をしながら、経営改善計画を策定中との報告もあり、これらの経営改善に向けた取組について一定の評価ができるところであるが、現在も当該策定中の改善計画の完成報告を受けていない。 ついては、令和〇年〇月〇日（決済日から 1 カ月）までに具体的な経営改善計画を策定して提出するとともに、可及的速やかに計画に基づく取組を実施すること。 なお、貴法人の運営に際し、一理事が私財を	

	投じ経営の安定化を図ろうとしているところ、法人経営の責任は等しく理事全員が負うものであることから、さらなる経営改善に向け、引き続き理事会で真摯な検討を行われたい。 さらに、監事は、理事の職務執行を監査する権限を有すること、また、評議員は、議決機関として社会福祉法人の重要事項を審議し、理事及び監事の選任及び解任の権限を有するとともに、監事及び評議員はそれぞれ社会福祉法人からの委任に基づき善管注意義務を負うことから、監事及び評議員は、理事会が経営改善のための検討を行っているか監督する責務を負っていることを十分に認識されたい。 (法第25条、第38条)(定款第23条、第24条)	
3	資金収支計算書に計上された経常経費寄附金12,700,000円のうち9,700,000円は、実際の受領(入金)を確認できなかった。 また、同計算書に計上された役員長期借入金元金償還支出(9,700,000円)についても、実際の支出を確認できなかった。 なお、事業活動計算書においては、当該9,700,000円が経常経費寄附金収益に計上されていた。 これらは、令和5年度に借入先である役員から運転資金借入金(短期600,000円、長期9,100,000円)について債務免除を受けたが、当該免除に伴う支払資金の増減がないにも関わらず、これを資金収支計算書に計上するなど、誤った会計処理を行ったことにより生じたものである。 ついては、今後、同様の取引が生じた場合には、支払資金の増減がないものを資金収支計算書に計上しないなど正しく会計処理を行い、資金の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況に関する真実の内容を表示することに努めること。 (会計省令第2条、第12条、第19条)	
4	理事個人から借入した借入金(6,000,000円)について、経理規程に基づく稟議がなく、さらに契約書その他これに類する書類がないため、借入の必要性及び金額の妥当性が確認できなかった。また、当該借入及び利益相反取引(取引が法人と法人理事との間で行われるものであるため)に係る理事会の決議が行われていなかった。 ついては、借入を行うにあたっては、あらかじめ経理規程に基づき必要性や返済計画を明	

	らかにするとともに、理事会において必要な承認を受けること。 また、契約の適正な履行を確保するため、経理規程に基づき必要な契約手続を行うこと。 なお、本件は前々回（令和４年度）口頭指摘をしているが、改善されていないので必ず改善すること。 （法第45条の13第４項）（法第45条の14第５項）（法第45条の16第４項において準用する一般法人法第84条）（経理規程第38条、第75条、第76条）	
--	--	--